

# ○大府市小規模事業者再投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模事業者の事業の持続的発展を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するため、市内に長年立地する小規模事業者が工場等の新增設等の再投資を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市小規模事業者再投資促進補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 次に掲げる分野に該当する工場（電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場）及び研究所をいう。ただし、物流施設、倉庫、事務所等製造又は研究開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。
  - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
  - イ 航空宇宙関連分野
  - ウ 環境・新エネルギー関連分野
  - エ 健康長寿関連分野
  - オ 情報通信関連分野
  - カ ロボット関連分野
  - キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針で定める東尾張地域の集積業種の分野
  - ク その他市長が認める分野
- (2) 新增設等 市内において自らの事業のために工場等を新たに設置し、拡張し、若しくは改修（耐震改修その他の躯体に係る改修に限る。）し、又は既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置することをいう。
- (3) 常用雇用者 期間の定めのない雇用契約又は雇用契約の更新を前提とし、現に1年以上の雇用実績のある者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する被保険者として雇用されたもの（パートタイマー、派遣労働者及び請負労働者を除く。）をいう。
- (4) 小規模事業者 常用雇用者数が25人未満の事業者をいう。
- (5) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地及び事務用品等製造又は開発に直接寄与しない償却資産を除く。）の取得に要する費用（消費税相当額を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において工場等を20年以上立地している小規模事業者で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が3千万円以上であること。ただし、当該取

得費用の全てが既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する費用である場合を除く。

- (2) 市内において自らの事業のために工場等を新たに設置し、拡張し、又は改修すること。
- (3) 過去に同一の工場等の同一事業においてこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）第3条第1項に定める奨励措置及び大府市企業再投資促進補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

（補助金の対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額に相当する額（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の5%以内とし、5千万円を限度とする。
- 3 前項の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（認定の申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、工場等の新增設等に着手する日（工場等を購入し、又は新たに賃借して工場等の新增設等を行う場合は、当該購入又は賃借に係る契約を締結する日）の30日前までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助事業（認定・変更認定）通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときは補助事業（不認定・取消）通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（認定の審査機関）

第6条 前条第2項の規定による認定の可否の審査は、大府市産業立地促進条例第6条に定める大府市産業立地審査会において行う。

（認定の変更）

第7条 第5条第2項の規定により補助事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更認定申請書（第4号様式）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、第5条第2項の例により、認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消し、補助事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

- (1) 認定を受けた補助事業の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 新增設等に係る工場等の操業を開始した日から第13条の規定による決定の日ま

でに当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。

- (3) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

(届出)

第9条 認定事業者(第5条の認定を受けようとする事業者を含む。)は、工場等の新增設等に着手し、又は完了したときは、速やかに工場等の新增設等(着手・完了)届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場等の操業を開始し、休止し、又は廃止したときは、速やかに工場等の操業(開始・休止・廃止)届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第11条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により、認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに承継承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、承継承認決定通知書(第8号様式)により、当該地位を承継しようとする者に通知するものとする。

(申請手続)

第12条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第9号様式)を当該工場等の操業を開始した日から1年以内(これにより難しい場合には、市長が別に定める日まで)に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出をもって、規則第11条の規定による実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定及び通知)

第13条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書(第10号様式)により、当該認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第14条 前条の通知を受けた認定事業者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 新增設等に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。
- (2) 第8条第3号から第5号までの規定に該当したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該固定資産が新增設等に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過したものであるときは、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に当該工場等への立入調査をさせることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この補助金に係る工場等の新增設等をする事業者が、この要綱の施行の日から平成27年5月31日までの間に新增設等に着手する場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「工場等の新增設等に着手する日（工場等を購入し、又は新たに賃借して工場等の新增設等を行う場合は、当該購入又は賃借に係る契約を締結する日）の30日前まで」とあるのは、「平成27年4月30日まで」とする。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第1項の規定に基づき、補助事業の認定申請を行い、平成34年3月31日までに操業を開始し、補助金の交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。